

子幼保第621号
令和2年5月27日

私立保育所
地域型保育事業所
認定こども園
(保育所部分)

在園児保護者様

さいたま市長 清水 勇人

新型コロナウイルスに係る登園自粛要請期間の終了について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の解除を受け、令和2年5月31日をもって登園自粛の要請期間を終了することといたします。

登園自粛の要請期間は終了となりますが、感染症拡大防止対策については長期的な取り組みが重要です。保育施設においては、「3つの密」を防止することが難しい環境にあります。手洗いや消毒等の感染拡大防止に努めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、引き続きお子様のご家庭での健康管理にご留意いただくようお願いいたします。

【登園自粛要請期間終了後の対応】

- ・保育を利用する場合の「保育利用届」の提出は必要ありません。
- ・利用者負担額（保育料）につきましては、原則として減免はありません。
※園児または職員の感染が確認された場合や市内で感染が拡大した場合の臨時休園や園児が濃厚接触者となった場合には日割り計算を行います。その場合の給食費の取扱いにつきましては、各施設にお問い合わせください。
- ・保護者が育児休業中又は求職中であり、令和2年4月末日又は5月末日までを期限とした復職や就労開始を条件に入所されている方につきましては、緊急事態宣言が解除された日以降最初の1日が属する月の翌月末日（令和2年7月31日）まで期限を延長します。

【登園にあたっての感染症予防に関する留意点】

・第2波、第3波の感染拡大をはじめとする感染症予防のため、登園にあたっては、次の留意点にご配慮いただくようお願いいたします。

○発熱や呼吸器症状が認められる場合は登園を控えてください。

○過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部

保育課 民間保育係

048-829-1866